

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2020年8月4日提出

【発行者名】 アストマックス投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 明丸 大悟

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地

【事務連絡者氏名】 川田 純司
連絡場所 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地

【電話番号】 03-6275-0936

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 ウルトラバランス 高利回り債券（年2回決算型）
ウルトラバランス 高利回り債券（隔月決算型）

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 当初申込期間(2019年11月14日から2019年11月21日まで)
各ファンドについて1,000億円を上限とします。
継続申込期間(2019年11月22日から2021年2月9日まで)
各ファンドについて10兆円を上限とします。
*なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新する予定です。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出致しましたので、2019年10月29日付をもって提出した有価証券届出書（以下、「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、またその他の情報に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

＜訂正前＞

（省 略）

ファンドの特色

（省 略）

上記は2019年10月29日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（省 略）

＜訂正後＞

（省 略）

ファンドの特色

（省 略）

上記は2020年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（省 略）

（2）【ファンドの沿革】

＜訂正前＞

2019年11月22日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始（予定）

＜訂正後＞

2019年11月22日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

<訂正前>

ファンドの仕組み

(省略)

受託会社：三井住友信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

(省略)

委託会社等の概況（2019年10月1日現在）

(省略)

<訂正後>

ファンドの仕組み

(省略)

受託会社：三井住友信託銀行株式会社

(再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行)

(省略)

委託会社等の概況（2020年6月末日現在）

(省略)

2【投資方針】

（3）【運用体制】

<訂正前>

（省 略）

上記は2019年10月29日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

（省 略）

上記は2020年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3【投資リスク】

<訂正前>

(省略)

(2) 投資リスクの管理体制

(省略)

上記は2019年10月29日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

2. 投資リスク

参考情報

下記のグラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
左のグラフは、過去5年間の当ファンドの年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

右のグラフは、過去5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額については、表示可能なデータはありません。

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

代表的な資産クラスとの騰落率の比較

【ウルトラバランス 高利回り債券(年2回決算型)】
【ウルトラバランス 高利回り債券(隔月決算型)】

該当事項はございません。



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算したものであり、実際の基準価額と異なる場合があります。
- * 当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づき計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- * 各資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数>

- 日本株……東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株……MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債……NOMURA-BPI国債
- 先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースで表示しています。

※各指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利は以下の通り帰属します。

指数	帰属
東証株価指数	株式会社東京証券取引所
MSCIコクサイ・インデックス	MSCI Inc.
MSCIエマージング・マーケット・インデックス	MSCI Inc.
NOMURA-BPI国債	野村證券株式会社
FTSE世界国債インデックス	FTSE Fixed Income LLC
JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	J.P.Morgan Securities LLC

< 訂正後 >

（省略）

(2) 投資リスクの管理体制

（省略）

上記は2020年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

2. 投資リスク

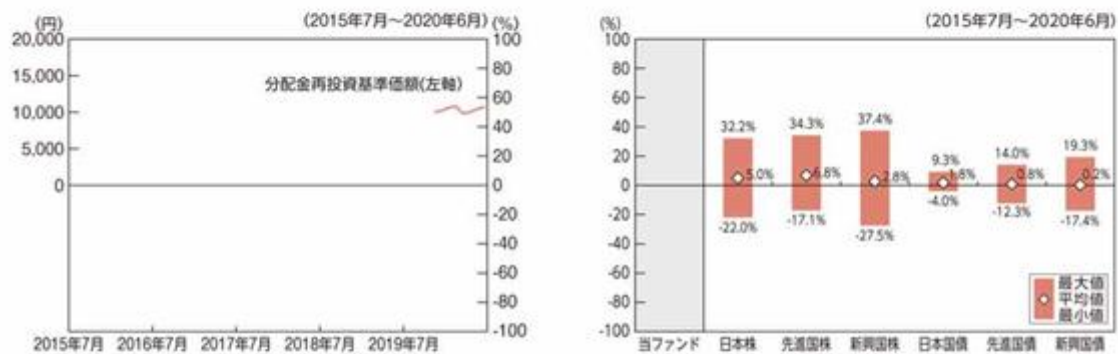
参考情報

下記のグラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。左のグラフは、過去5年間の当ファンドの年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。右のグラフは、過去5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

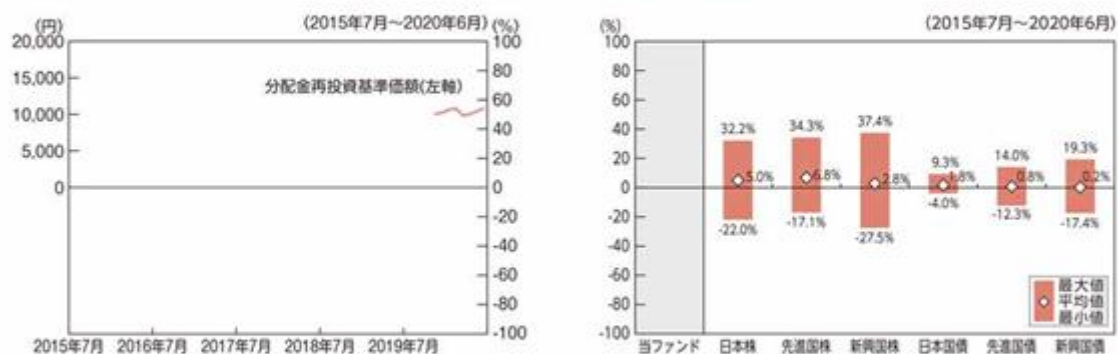
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

代表的な資産クラスとの騰落率の比較

【ウルトラバランス 高利回り債券(年2回決算型)】



【ウルトラバランス 高利回り債券(隔月決算型)】



* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算したものであり、実際の基準価額と異なる場合があります。分配金再投資基準価額は設定日の属する月の月末より表示しています。

* 当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づき計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。当ファンドの年間騰落率については、設定日から1年を経過していないため、表示していません。

* 各資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

2. 投資リスク

<各資産クラスの指数>

日本株……東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株……MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債……NOMURA-BPI国債

先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースで表示しています。

※各指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利は以下の通り帰属します。

指数	帰属
東証株価指数	株式会社東京証券取引所
MSCIコクサイ・インデックス	MSCI Inc.
MSCIエマージング・マーケット・インデックス	MSCI Inc.
NOMURA-BPI国債	野村證券株式会社
FTSE世界国債インデックス	FTSE Fixed Income LLC
JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	J.P.Morgan Securities LLC

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.583%（税抜年0.53%）の率を乗じて得た額です。

委託会社、受託会社、販売会社間の配分については次のとおりです。

信託報酬の配分 (税抜)	委託会社	年0.25%
	受託会社	年0.03%
	販売会社	年0.25%

実質的な投資対象とする投資信託証券の運用管理費用（信託報酬）等を加えた場合、当該運用管理費用等と信託報酬の合計は、年0.827%程度になります。なお、当該合計は、投資信託証券の実際の組入状況等により変動します。また、投資対象とする投資信託証券の変更等（投資対象とする投資信託証券の運用管理報酬等の変更を含みます。）により今後変更となる場合があります。

信託報酬の総額は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

（省略）

<訂正後>

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.583%（税抜年0.53%）の率を乗じて得た額です。

委託会社、受託会社、販売会社間の配分については次のとおりです。

信託報酬の配分 (税抜)	委託会社	年0.25%
	受託会社	年0.03%
	販売会社	年0.25%

実質的な投資対象とする投資信託証券の運用管理費用（信託報酬）等を加えた場合、当該運用管理費用等と信託報酬の合計は、年0.799%程度になります。なお、当該合計は、投資信託証券の実際の組入状況等により変動します。また、投資対象とする投資信託証券の変更等（投資対象とする投資信託証券の運用管理報酬等の変更を含みます。）により今後変更となる場合があります。

信託報酬の総額は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

（省略）

(5) 【課税上の取扱い】

< 訂正前 >

(省 略)

個人、法人別の課税の取扱いについて

(省 略)

2020年1月1日以降の分配時において、外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった
場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

(省 略)

< 訂正後 >

(省 略)

個人、法人別の課税の取扱いについて

(省 略)

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる
場合があります。

(省 略)

5【運用状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」につきまして、以下の内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

以下は2020年6月30日現在の運用状況です。また、「投資比率」とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

「ウルトラバランス 高利回り債券（年2回決算型）」

投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	199,675,431	98.85
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	2,324,310	1.15
合計(純資産総額)	-	201,999,741	100.00

「ウルトラバランス 高利回り債券（隔月決算型）」

投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	111,917,775	97.38
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	3,007,607	2.62
合計(純資産総額)	-	114,925,382	100.00

<ご参考>ウルトラ高利回り債券マザーファンド

投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	アメリカ	247,946,156	79.58
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	63,636,236	20.42
合計(純資産総額)	-	311,582,392	100.00

その他資産の投資状況

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
債券先物取引(買建)	555,014,104	178.13
商品先物取引(買建)	115,143,893	36.95

国内の取引所に上場されている債券先物取引の評価にあたっては、原則として取引所の発表する清算値段等を用いています。海外の取引所に上場されている債券先物取引及び商品先物取引の評価にあたっては、原則として当該日に知り得る直近の日の取引所の発表する清算値段等又は最終相場を用いています。

取引される取引所については、下記「(2)投資資産 その他投資資産の主要なもの」をご参照ください。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

「ウルトラバランス 高利回り債券（年2回決算型）」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価		時価		投資比 率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	日本	親投資信託 受益証券	ウルトラ高利回り債券マ ザーファンド	183,829,342	1.0157	186,715,463	1.0862	199,675,431	98.85

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.85
合計	98.85

「ウルトラバランス 高利回り債券（隔月決算型）」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価		時価		投資比 率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	日本	親投資信託 受益証券	ウルトラ高利回り債券マ ザーファンド	103,036,067	1.0159	104,674,341	1.0862	111,917,775	97.38

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.38
合計	97.38

【投資不動産物件】

「ウルトラバランス 高利回り債券（年2回決算型）」

該当事項はございません。

「ウルトラバランス 高利回り債券（隔月決算型）」

該当事項はございません。

【その他投資資産の主要なもの】

「ウルトラバランス 高利回り債券（年2回決算型）」

該当事項はございません。

「ウルトラバランス 高利回り債券（隔月決算型）」

該当事項はございません。

<ご参考> ウルトラ高利回り債券マザーファンド
投資有価証券の主要銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価		時価		投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	アメリカ	投資信託受益証券	iShares J.P. Morgan米ドル建てエマージングマーケット債券・ETF	10,700	12,198.32	130,522,054	11,722.11	125,426,598	40.25
2	アメリカ	投資信託受益証券	iSharesブロード米ドル建てハイールドコーポレート債券・ETF	30,100	4,294.52	129,264,944	4,070.42	122,519,558	39.32

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	79.58
合計	79.58

投資不動産物件

該当事項はございません。

その他投資資産の主要なもの

名称	取引所	種類	買建/売建	通貨	数量	簿価(各通貨)	評価額(時価、各通貨)	評価額(時価、円)	投資比率(%)
米国10年国債先物(2020年9月限)	シカゴ商品取引所	債券先物取引	買建	米ドル	15	2,081,789	2,089,922	225,168,191	72.27
フランス10年国債先物(2020年9月限)	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	債券先物取引	買建	ユーロ	11	1,815,484	1,844,920	223,382,914	71.69
金先物(2020年8月限)	ニューヨーク商品取引所	商品先物取引	買建	米ドル	6	1,035,816	1,068,720	115,143,893	36.95
長期国債先物(2020年9月限)	シンガポール取引所	債券先物取引	買建	円	70,000,000	106,305,500	106,463,000	106,463,000	34.17

国内の取引所に上場されている債券先物取引の評価にあたっては、原則として取引所の発表する清算値段等を用いています。海外の取引所に上場されている債券先物取引及び商品先物取引の評価にあたっては、原則として当該日に知り得る直近の日の取引所の発表する清算値段等又は最終相場を用いています。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2020年6月末日及び同日前1年以内における各月末（設定来）ならびに下記決算期末もしくは下記特定期間末の純資産の推移は次のとおりです。

「ウルトラバランス 高利回り債券（年2回決算型）」

計算期間	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末	(2020年5月11日)	195	195	1.0068	1.0068
	2019年11月末日	137	-	1.0065	-
	12月末日	160	-	1.0227	-
	2020年1月末日	225	-	1.0630	-
	2月末日	244	-	1.0822	-
	3月末日	196	-	0.9808	-
	4月末日	194	-	1.0004	-
	5月末日	205	-	1.0394	-
	6月末日	201	-	1.0742	-

（注）純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

「ウルトラバランス 高利回り債券（隔月決算型）」

特定期間	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末	(2020年5月11日)	187	188	0.9939	0.9998
	2019年11月末日	116	-	1.0063	-
	12月末日	126	-	1.0227	-
	2020年1月末日	152	-	1.0644	-
	2月末日	186	-	1.0830	-
	3月末日	181	-	0.9731	-
	4月末日	186	-	0.9931	-
	5月末日	192	-	1.0257	-
	6月末日	114	-	1.0605	-

（注）純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

【分配の推移】

「ウルトラバランス 高利回り債券（年2回決算型）」

計算期間	1口当たり分配金(円)
第1期	0.0000

「ウルトラバランス 高利回り債券（隔月決算型）」

特定期間	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0165

【収益率の推移】

「ウルトラバランス 高利回り債券（年2回決算型）」

計算期間	収益率(%)
第1期	0.7

「ウルトラバランス 高利回り債券（隔月決算型）」

特定期間	収益率(%)
第1特定期間	1.0

(4) 【設定及び解約の実績】

「ウルトラバランス 高利回り債券（年2回決算型）」

計算期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第1期	312,392,317	117,748,746	194,643,571

(注1) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

(注2) 第1期の設定口数は、当初募集期間中の販売口数を含みます。

「ウルトラバランス 高利回り債券（隔月決算型）」

特定期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第1特定期間	219,858,826	31,377,347	188,481,479

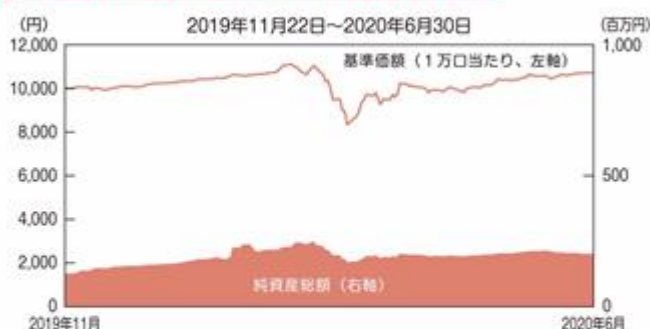
(注1) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

(注2) 第1特定期間の設定口数は、当初募集期間中の販売口数を含みます。

(参考情報)

3. 運用実績 【ウルトラバランス 高利回り債券（年2回決算型）】 データは2020年6月末日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬等控除後のものです。

分配の推移

決算期	分配金
第1期(2020年5月11日)	0円
第2期(2020年11月10日)	—
第3期(2021年5月10日)	—
第4期(2021年11月10日)	—
第5期(2022年5月10日)	—
設定来累計	0円

※分配金は、1万口当たり、税引き前の値を記載しています。

＜基準価額・純資産総額＞

基準価額	10,742円
純資産総額	201百万円

主要な資産の状況

◆ポートフォリオの状況

資産の種類	比率(%)
投資信託受益証券	78.7
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	21.3
債券先物取引(買建)	176.1
商品先物取引(買建)	36.5

◆投資信託受益証券組入上位銘柄の組入比率

	銘柄名	国・地域	比率(%)
1	iShares J.P. Morgan米ドル建て エマージングマーケット債券・ETF	アメリカ	39.8
2	iSharesブロード米ドル建て ハイイールドコーポレート債券・ETF	アメリカ	38.9
3	—	—	—
4	—	—	—
5	—	—	—

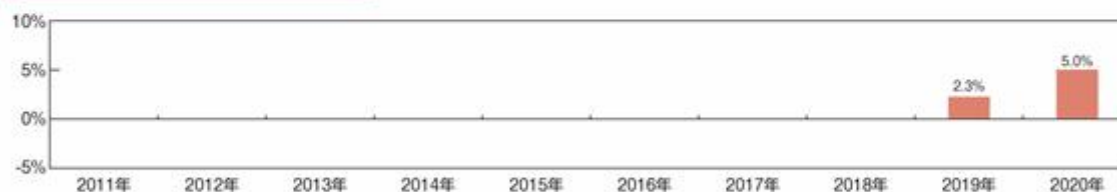
◆先物取引上位銘柄の買建比率

	銘柄名	比率(%)
1	米国10年国債先物(2020年9月限)	71.4
2	フランス10年国債先物(2020年9月限)	70.9
3	金先物(2020年8月限)	36.5
4	長期国債先物(2020年9月限)	33.8
5	—	—
6	—	—
7	—	—
8	—	—
9	—	—
10	—	—

※比率は、純資産総額に対する評価額の割合を記載しています。

※当ファンドは、ウルトラ高利回り債券マザーファンド受益証券を通じて、ハイ・イールド債券や新興国の債券を主要投資対象とする投資信託証券、国内外の債券先物取引及び商品先物取引に投資しますので、比率は実質比率を記載しています。

年間収益率の推移



※当ファンドにベンチマークはありません。

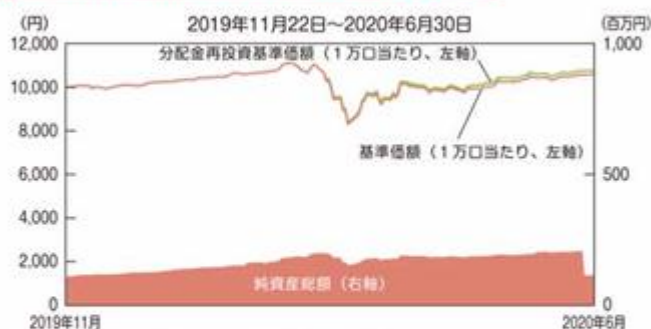
※2019年は設定日(2019年11月22日)から年末までの騰落率、2020年は2020年6月末日までの騰落率を記載しています。

※騰落率は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算しています。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

3. 運用実績 【ウルトラバランス 高利回り債券（隔月決算型）】 データは2020年6月末日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬等控除後のものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算しています。

分配の推移

決算期	分配金
第1期(2020年3月10日)	106円
第2期(2020年5月11日)	59円
第3期(2020年7月10日)	-
第4期(2020年9月10日)	-
第5期(2020年11月10日)	-
直近1年間累計	165円
設定来累計	165円

※分配金は、1万口当たり、税引き前の値を記載しています。

≪基準価額・純資産総額≫

基準価額	10,605円
純資産総額	114百万円

主要な資産の状況

◆ポートフォリオの状況

資産の種類	比率(%)
投資信託受益証券	77.5
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	22.5
債券先物取引(買建)	173.5
商品先物取引(買建)	36.0

◆投資信託受益証券組入上位銘柄の組入比率

	銘柄名	国・地域	比率(%)
1	iShares J.P. Morgan米ドル建て エマージングマーケッツ債券・ETF	アメリカ	39.2
2	iSharesブロード米ドル建て ハイイールドコーポレート債券・ETF	アメリカ	38.3
3	-	-	-
4	-	-	-
5	-	-	-

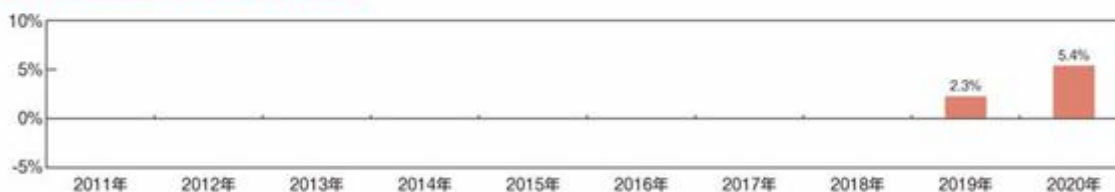
※比率は、純資産総額に対する評価額の割合を記載しています。

※当ファンドは、ウルトラ高利回り債券マザーファンド受益証券を通じて、ハイ・イールド債券や新興国の債券を主要投資対象とする投資信託証券、国内外の債券先物取引及び商品先物取引に投資しますので、比率は実質比率を記載しています。

◆先物取引上位銘柄の買建比率

	銘柄名	比率(%)
1	米国10年国債先物(2020年9月限)	70.4
2	フランス10年国債先物(2020年9月限)	69.8
3	金先物(2020年8月限)	36.0
4	長期国債先物(2020年9月限)	33.3
5	-	-
6	-	-
7	-	-
8	-	-
9	-	-
10	-	-

年間収益率の推移



※当ファンドにベンチマークはありません。

※2019年は設定日(2019年11月22日)から年末までの騰落率、2020年は2020年6月末日までの騰落率を記載しています。

※騰落率は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算しています。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第3【ファンドの経理状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」につきまして、以下の内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

ウルトラバランス 高利回り債券（年2回決算型）

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(自令和元年11月22日 至令和2年5月11日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

【ウルトラバランス 高利回り債券（年2回決算型）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

		第1期 (令和2年5月11日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		4,439,485
親投資信託受益証券		193,174,687
流動資産合計		197,614,172
資産合計		197,614,172
負債の部		
流動負債		
未払解約金		484,434
未払受託者報酬		28,907
未払委託者報酬		481,749
未払利息		2
その他未払費用		644,180
流動負債合計		1,639,272
負債合計		1,639,272
純資産の部		
元本等		
元本		194,643,571
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		1,331,329
元本等合計		195,974,900
純資産合計		195,974,900
負債純資産合計		197,614,172

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 1 期 (自 令和元年11月22日 至 令和2年5月11日)
営業収益	
受取利息	60
有価証券売買等損益	1,825,313
営業収益合計	1,825,253
営業費用	
支払利息	1,298
受託者報酬	28,907
委託者報酬	481,749
その他費用	644,180
営業費用合計	1,156,134
営業利益又は営業損失（ ）	2,981,387
経常利益又は経常損失（ ）	2,981,387
当期純利益又は当期純損失（ ）	2,981,387
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	310,090
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,367,743
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,367,743
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,744,937
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,744,937
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,331,329

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託の基準価額で評価しております。
2．収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則として毎年5月11日から11月10日まで、11月11日から翌年5月10日までとしておりますが、第1期計算期間は信託約款の定めにより、令和元年11月22日から令和2年5月11日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 (令和2年5月11日現在)
1．当該計算期間末日における受益権の総数	194,643,571口
2．「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 -円
3．1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.0068円 (10,068円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第1期 (自 令和元年11月22日 至 令和 2年 5月11日)
1．分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,594,728円）、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（-円）、収益調整金（373,326円）及び分配準備積立金（-円）より、分配対象収益は1,968,054円（10,000口当たり101.10円）ですが、基準価額の水準や市場動向等を勘案して分配はしていません。
2．剰余金増加額・減少額及び欠損金減少額・増加額	「当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」及び「当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」はそれぞれ剰余金減少額と増加額との純額を表示しております。

（金融商品に関する注記）

・金融商品の状況に関する事項

項目	第1期 （自 令和元年11月22日 至 令和 2年 5月11日）
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2．金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。また当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。 これらの金融商品は、価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク並びに流動性リスク等に晒されております。
3．金融商品に係るリスク管理体制	運用業務に関する社内規程及びマニュアルに従い、運用部門責任者及びファンド・マネージャーが常時モニターし、協議、点検を行っております。管理部門においては、日々運用状況のモニタリングを行っており、投資運用方針・運用計画と投資行動の整合性、法令及び信託約款、運用ガイドライン等の遵守状況等を確認しております。リーガル・コンプライアンス部門は、リスク管理統括部署として、管理部門からのモニタリング結果の報告等を通して日々運用状況の点検を行うとともに、管理部門が行うモニタリングの適切性等の確認を行っております。これらの結果は代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等で構成される月次の運用委員会に報告されており、同委員会においても運用状況の点検が行われております。

金融商品の時価等に関する事項

第1期 (令和2年5月11日現在)
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品については、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
<p>2. 時価の算定方法 (1) 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。</p>
<p>3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>
<p>4. 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第1期 (令和2年5月11日現在)	
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	
親投資信託受益証券		2,532,753
合計		2,532,753

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の変動

第1期 (自 令和元年11月22日 至 令和 2年 5月11日)	
期首元本額	127,014,805円
期中追加設定元本額	185,377,512円
期中一部解約元本額	117,748,746円

(4) 【附属明細表】

第1. 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ウルトラ高利回り債券マザーファンド	190,432,460	193,174,687	
合計		190,432,460	193,174,687	

第2. 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4. 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5. 商品明細表

該当事項はありません。

第6. 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7. 再生可能エネルギー発電設備等明細表

該当事項はありません。

第8. 公共施設等運営権等明細表

該当事項はありません。

第9. その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第10. 借入金明細表

該当事項はありません。

ウルトラバランス 高利回り債券（隔月決算型）

- 1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づいて作成しております。
なお、財務諸表の記載金額は、円単位で表示しております。
- 2．当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月（特定期間）ごとに作成しております。なお、第1特定期間については、令和元年11月22日から令和2年5月11日までであります。
- 3．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期特定期間（自令和元年11月22日 至令和2年5月11日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

【ウルトラバランス 高利回り債券（隔月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

		第1特定期間 （令和2年5月11日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		5,636,940
親投資信託受益証券		183,254,011
流動資産合計		188,890,951
資産合計		188,890,951
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金		1,112,040
未払解約金		54,738
未払受託者報酬		10,131
未払委託者報酬		168,857
未払利息		3
その他未払費用		215,021
流動負債合計		1,560,790
負債合計		1,560,790
純資産の部		
元本等		
元本		188,481,479
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		1,151,318
元本等合計		187,330,161
純資産合計		187,330,161
負債純資産合計		188,890,951

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1特定期間 (自 令和元年11月22日 至 令和2年5月11日)
営業収益	
受取利息	34
有価証券売買等損益	1,745,989
営業収益合計	1,745,955
営業費用	
支払利息	779
受託者報酬	24,367
委託者報酬	406,097
その他費用	631,688
営業費用合計	1,062,931
営業利益又は営業損失（ ）	2,808,886
経常利益又は経常損失（ ）	2,808,886
当期純利益又は当期純損失（ ）	2,808,886
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	681,878
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,642,905
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,642,905
剰余金減少額又は欠損金増加額	533,975
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	533,975
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	3,133,240
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,151,318

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託の基準価額で評価しております。
2．収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則として毎年3月11日から5月10日まで、5月11日から7月10日まで、7月11日から9月10日まで、9月11日から11月10日まで、11月11日から翌年1月10日までとしておりますが、第1特定期間は期首が設定日及び当特定期間末日が休業日のため、令和元年11月22日から令和2年5月11日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1特定期間 (令和2年5月11日現在)
1．当該特定期間末日における受益権の総数	188,481,479口
2．「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 1,151,318円
3．1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.9939円 (9,939円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第1特定期間 （自 令和元年11月22日 至 令和 2年 5月11日）
1．分配金の計算過程	<p style="text-align: center;">第1期計算期間 （自 令和元年11月22日 至 令和 2年 3月10日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（834,580円）、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（879,889円）、収益調整金（5,121,867円）及び分配準備積立金（-円）より、分配対象収益は6,836,336円（10,000口当たり358.50円）であり、うち2,021,200円（10,000口当たり106円）を分配金額としております。</p> <p style="text-align: center;">第2期計算期間 （自 令和2年3月11日 至 令和2年5月11日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（812,488円）、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（-円）、収益調整金（410,662円）及び分配準備積立金（1,563,644円）より、分配対象収益は2,786,794円（10,000口当たり147.84円）であり、うち1,112,040円（10,000口当たり59円）を分配金額としております。</p>
2．剰余金増加額・減少額及び欠損金減少額・増加額	<p>「当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」及び「当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」はそれぞれ剰余金減少額と増加額との純額を表示しております。</p>

（金融商品に関する注記）

・金融商品の状況に関する事項

項目	第1特定期間 (自 令和元年11月22日 至 令和 2年 5月11日)
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2．金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。また当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。 これらの金融商品は、価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク並びに流動性リスク等に晒されております。
3．金融商品に係るリスク管理体制	運用業務に関する社内規程及びマニュアルに従い、運用部門責任者及びファンド・マネージャーが常時モニターし、協議、点検を行っております。管理部門においては、日々運用状況のモニタリングを行っており、投資運用方針・運用計画と投資行動の整合性、法令及び信託約款、運用ガイドライン等の遵守状況等を確認しております。リーガル・コンプライアンス部門は、リスク管理統括部署として、管理部門からのモニタリング結果の報告等を通して日々運用状況の点検を行うとともに、管理部門が行うモニタリングの適切性等の確認を行っております。これらの結果は代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等で構成される月次の運用委員会に報告されており、同委員会においても運用状況の点検が行われております。

.金融商品の時価等に関する事項

第1特定期間 (令和2年5月11日現在)	
1.	貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品については、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.	時価の算定方法 (1) 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
3.	金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.	金銭債権の特定期間末日後の償還予定額 金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第1特定期間 (令和2年5月11日現在)	
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	
親投資信託受益証券	4,225,495	
合計	4,225,495	

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の変動

第1特定期間 (自 令和元年11月22日 至 令和 2年 5月11日)	
期首元本額	110,712,206円
期中追加設定元本額	109,146,620円
期中一部解約元本額	31,377,347円

(4) 【附属明細表】

第1. 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ウルトラ高利回り債券マザーファンド	180,652,614	183,254,011	
合計		180,652,614	183,254,011	

第2. 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4. 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5. 商品明細表

該当事項はありません。

第6. 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7. 再生可能エネルギー発電設備等明細表

該当事項はありません。

第8. 公共施設等運営権等明細表

該当事項はありません。

第9. その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第10. 借入金明細表

該当事項はありません。

<ご参考>

ウルトラ高利回り債券マザーファンド

当ファンドは、「ウルトラ高利回り債券マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、同マザーファンドの令和2年5月11日現在（以下「計算日」といいます。）の状況は次の通りです。

「ウルトラ高利回り債券マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査意見の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(令和2年5月11日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	2,575,609
コール・ローン	13,277,654
投資信託受益証券	293,475,078
派生商品評価勘定	17,299,830
差入委託証拠金	56,401,555
流動資産合計	383,029,726
資産合計	383,029,726
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	6,615,280
未払利息	8
流動負債合計	6,615,288
負債合計	6,615,288
純資産の部	
元本等	
元本	371,085,074
剰余金	
剰余金又は欠損金()	5,329,364
元本等合計	376,414,438
純資産合計	376,414,438
負債純資産合計	383,029,726

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所における計算日に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>(1) 債券先物取引</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、外国の取引については、計算日に知りうる直近の日の金融商品取引所の発表する清算値段等又は最終相場によっております。国内の取引については、計算日の金融商品取引所の発表する清算値段等によっております。</p> <p>(2) 商品先物取引</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の商品取引所の発表する清算値段等又は最終相場によっております。</p> <p>(3) 為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p> <p>当マザーファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引に係るものであります。</p>
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
4. 収益及び費用の計上基準	<p>(1) 有価証券売買等損益の計上基準</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>(2) 派生商品取引等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理</p> <p>外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

項目	(令和2年5月11日現在)
1. 計算日における受益権の総数	371,085,074口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 -円
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.0144円 (10,144円)

（金融商品に関する注記）

・金融商品の状況に関する事項

項目	（自 令和元年11月22日 至 令和 2年 5月11日）
<p>1．金融商品に対する取組方針</p> <p>2．金融商品の内容及びそのリスク</p>	<p>当マザーファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>当マザーファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。また当マザーファンドが保有する有価証券は投資信託受益証券であります。</p> <p>これらの金融商品は、価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク並びに流動性リスク等に晒されております。</p> <p>なお、当マザーファンドは信託財産の成長を図ることを目的として国内外の債券先物取引及び商品先物取引を行っております。</p> <p>債券先物取引に係る主要なリスクは、債券先物価格の変動による価格変動リスク及び為替変動による為替変動リスク等であります。</p> <p>商品先物取引に係る主要なリスクは、商品先物相場の変動による価格変動リスク及び為替の変動による為替変動リスク等であります。</p> <p>また、当マザーファンドは主に外貨建資産の売買代金等の受取又は支払を目的として為替予約取引を行っております。</p> <p>為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変動により損失が発生する信用リスクであります。</p>
<p>3．金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>運用業務に関する社内規程及びマニュアルに従い、運用部門責任者及びファンド・マネージャーが常時モニターし、協議、点検を行っております。管理部門においては、日々運用状況のモニタリングを行っており、投資運用方針・運用計画と投資行動の整合性、法令及び信託約款、運用ガイドライン等の遵守状況等を確認しております。リーガル・コンプライアンス部門は、リスク管理統括部署として、管理部門からのモニタリング結果の報告等を通して日々運用状況の点検を行うとともに、管理部門が行うモニタリングの適切性等の確認を行っております。これらの結果は代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等で構成される月次の運用委員会に報告されており、同委員会においても運用状況の点検が行われております。</p>

金融商品の時価等に関する事項

（令和2年5月11日現在）	
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品については、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引の契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。
4. 金銭債権の計算日後の償還予定額	金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（令和2年5月11日現在）	
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	
投資信託受益証券		29,422,085
合計		29,422,085

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は当マザーファンドの期首（令和元年11月22日）から計算日までの期間に対応するものです。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

債券関連

区分	種類	（令和2年5月11日現在）			
		契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引 買建	623,848,816	-	627,653,273	3,804,457
	合計	623,848,816	-	627,653,273	3,804,457

（注）1. 時価の算定方法

外国の債券先物取引の時価については、計算日に知りうる直近の日の金融商品取引所の発表する清算値段等又は最終相場によっております。また、国内の債券先物取引の時価については、計算日の金融商品取引所の発表する清算値段等によっております。

- 国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。
- 債券先物取引の残高表示は、契約額によっております。

4. 評価損益は当マザーファンドの計算期間の期首（令和元年11月22日）から計算日までの期間に対応するものです。
5. ヘッジ会計が適用されているものではありません。

商品関連

区分	種類	（令和2年5月11日現在）			
		契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引	商品先物取引 買建	121,431,030	-	128,311,123	6,880,093
	合計	121,431,030	-	128,311,123	6,880,093

（注）1. 時価の算定方法

商品先物取引の時価については、計算日に知りうる直近の日の商品取引所の発表する清算値段等又は最終相場によっております。

2. 国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。
3. 商品先物取引の残高表示は、契約額によっております。
4. 評価損益は当マザーファンドの計算期間の期首（令和元年11月22日）から計算日までの期間に対応するものです。
5. ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の変動

（自 令和元年11月22日 至 令和 2年 5月11日）	
期首元本額	232,000,000円
期中追加設定元本額	196,255,618円
期中一部解約元本額	57,170,544円
計算日における元本額	371,085,074円
計算日における元本額の内訳 *	
ウルトラバランス 高利回り債券（年2回決算型）	190,432,460円
ウルトラバランス 高利回り債券（隔月決算型）	180,652,614円

（注）*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（3）附属明細表（令和2年5月11日現在）

第1. 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額（口）	評価額	備考
投資信託 受益証券	米ドル	iShares Broad USD High Yield Corporate Bond ETF	37,000	1,361,600.00	
		iShares J.P Morgan USD Emerging Markets Bond ETF	13,600	1,382,440.00	
	米ドル	小計	50,600	2,744,040.00 (293,475,078)	
合計			-	293,475,078 (293,475,078)	

(注)有価証券明細表注記

1. 通貨毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の記載は、邦貨額であります。（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券時価 比率	有価証券の合計金額に対する 比率
米ドル	投資信託受益証券 2銘柄	78.0%	100.0%

組入投資信託受益証券時価比率は、通貨毎の組入投資証券の純資産に対する比率であります。

第2．信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引等に関する注記）に記載したとおりであります。

第4．不動産等明細表

該当事項はありません。

第5．商品明細表

該当事項はありません。

第6．商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引等に関する注記）に記載したとおりであります。

第7．再生可能エネルギー発電設備等明細表

該当事項はありません。

第8．公共施設等運営権等明細表

該当事項はありません。

第9．その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第10．借入金明細表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」につきまして、以下の内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

【純資産額計算書】

「ウルトラバランス 高利回り債券(年2回決算型)」

2020年6月30日現在

資産総額	207,285,964 円
負債総額	5,286,223 円
純資産総額(-)	201,999,741 円
発行済数量	188,039,147 口
1口当たり純資産額(/)	1.0742 円

「ウルトラバランス 高利回り債券(隔月決算型)」

2020年6月30日現在

資産総額	207,791,732 円
負債総額	92,866,350 円
純資産総額(-)	114,925,382 円
発行済数量	108,366,555 口
1口当たり純資産額(/)	1.0605 円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

(1) 資本金の額

2019年9月末日現在の資本金の額は金95百万円です。なお、発行可能株式総数は100,000株であり、発行済株式総数は71,129株です。

最近5年間における資本金の増減は以下の通りです。

平成27年3月10日 資本金 95百万円に減資

(省略)

<訂正後>

(1) 資本金の額

2020年6月末日現在の資本金の額は金95百万円です。なお、発行可能株式総数は100,000株であり、発行済株式総数は71,129株です。

最近5年間における資本金の増減はありません。

(省略)

2【事業の内容及び営業の概況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況」につきまして、以下の内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であるアストマックス投信投資顧問株式会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっております。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務、第二種金融商品取引業務を行なっております。

委託会社の運用する証券投資信託は2020年6月末日現在次の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	65	244,870
単位型株式投資信託	19	33,878
追加型公社債投資信託		
単位型公社債投資信託	2	8,301
合計	86	287,050

3【委託会社等の経理状況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」につきまして、以下の内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

1．財務諸表の作成方法について

(1) 委託会社であるアストマックス投信投資顧問株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

(2) 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期事業年度（自2019年4月1日至2020年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

区分	前事業年度 (2019年3月31日現在)		当事業年度 (2020年3月31日現在)	
	金額		金額	
	千円	千円	千円	千円
(資産の部)				
流動資産				
1 現金・預金		571,417		247,640
2 前払費用		13,921		20,428
3 未収委託者報酬		346,960		255,503
4 未収運用受託報酬		8,693		13,036
5 未収収益		-		18,245
6 金銭の信託		1,000		1,000
7 未収還付法人税		-		38,065
8 その他		9,757		9,050
流動資産合計		951,750		602,970
固定資産				
1 有形固定資産		7,976		87,414
(1) 建物 *1	3,230		55,738	
(2) 器具備品 *1	4,745		31,676	
2 無形固定資産		12,800		13,302
(1) ソフトウェア	12,800		13,302	
3 投資その他の資産		149,813		177,647
(1) 投資有価証券	129,226		129,503	
(2) 出資金	173		173	
(3) 繰延税金資産	18,747		-	
(4) 長期差入保証金	-		46,855	
(5) その他	1,665		1,116	
固定資産合計		170,590		278,365
資産合計		1,122,341		881,336
(負債の部)				
流動負債				
1 預り金		13,032		11,681
2 未払金		126,375		96,161
(1) 未払手数料	108,251		81,124	
(2) その他未払金	18,124		15,037	
3 関係会社未払金		4,086		12,432
4 未払費用		100,624		89,996
5 未払法人税等		63,745		1,624
6 未払消費税等		5,720		-
7 賞与引当金		30,012		24,499
8 前受金		81		-
流動負債合計		343,679		236,396
固定負債				
1 繰延税金負債		-		7,513
2 資産除去債務		-		23,648
3 その他		4,060		2,371
固定負債合計		4,060		33,534
負債合計		347,739		269,930
(純資産の部)				
株主資本				
1 資本金		95,000		95,000
2 資本剰余金				
(1) 資本準備金	253,212		253,212	
(2) その他資本剰余金	57,136		57,136	
資本剰余金計		310,348		310,348
3 利益剰余金				
(1) その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	368,785		208,557	
利益剰余金計		368,785		208,557
株主資本合計		774,133		613,906
評価・換算差額等				

(1) 其他有価証券評価差額金 評価・換算差額等合計	468	468	2,500	2,500
純資産合計		774,601		611,405
負債・純資産合計		1,122,341		881,336

（２）【損益計算書】

区分	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)		当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)	
	金額		金額	
	千円	千円	千円	千円
営業収益				
1 委託者報酬		1,801,966		1,539,414
2 運用受託報酬		91,211		62,467
3 その他営業収益		2,978		18,097
営業収益計		1,896,155		1,619,979
営業費用				
1 支払手数料		457,056		385,097
2 広告宣伝費		47,295		40,103
3 調査費		476,422		494,000
(1) 調査費	30,913		44,236	
(2) 委託調査費	445,508		449,763	
4 委託計算費		94,474		87,729
5 振替投信費		6,190		5,553
6 営業雑経費		14,096		13,691
(1) 通信費	4,403		6,492	
(2) 印刷費	4,320		2,334	
(3) 諸会費	2,780		2,966	
(4) その他	2,592		1,898	
営業費用計		1,095,535		1,026,176
一般管理費				
1 給与		324,394		347,416
(1) 役員報酬	46,688		50,188	
(2) 給与・手当	244,853		270,395	
(3) 賞与引当金繰入額	30,012		24,499	
(4) その他報酬給料	2,840		2,331	
2 事務委託費		167,980		86,815
3 交際費		987		869
4 旅費交通費		13,677		13,852
5 租税公課		722		908
6 不動産賃借料		27,586		45,683
7 退職給付費用		4,177		4,455
8 福利厚生費		39,004		45,160
9 固定資産減価償却費		5,121		10,526
10 諸経費		13,480		20,070
一般管理費計		597,132		575,758
営業利益		203,488		18,044
営業外収益				
1 受取配当金		192		491
2 投資有価証券償還益		257		1,036
3 業務受託収入		92		-
4 その他		176		191
営業外収益計		718		1,719
営業外費用				
1 為替差損		13		2
2 投資有価証券評価損		-		394
営業外費用計		13		397
経常利益		204,193		19,365
特別損失				
1 固定資産除却損	*1	0		3,306
2 移転費用		-		13,346
特別損失計		0		16,652
税引前当期純利益		204,193		2,713
法人税等				
1 法人税、住民税及び事業税	76,695		2,140	
2 法人税等調整額	6,862		26,509	

法人税等合計		69,833		28,649
当期純利益又は当期純損失()		134,360		25,936

（ 3 ）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余 金合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	95,000	253,212	57,136	310,348	387,281	387,281
当期変動額						
剰余金の配当					152,856	152,856
当期純利益					134,360	134,360
株主資本以外の項目の当期変動 額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	-	18,495	18,495
当期末残高	95,000	253,212	57,136	310,348	368,785	368,785

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	792,629	972	972	793,602
当期変動額				
剰余金の配当	152,856			152,856
当期純利益	134,360			134,360
株主資本以外の項目の当期変動 額(純額)		504	504	504
当期変動額合計	18,495	504	504	19,000
当期末残高	774,133	468	468	774,601

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	95,000	253,212	57,136	310,348	368,785	368,785
当期変動額						
剰余金の配当					134,291	134,291
当期純損失					25,936	25,936
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	-	160,227	160,227
当期末残高	95,000	253,212	57,136	310,348	208,557	208,557

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	774,133	468	468	774,601
当期変動額				
剰余金の配当	134,291			134,291
当期純損失	25,936			25,936
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		2,968	2,968	2,968
当期変動額合計	160,227	2,968	2,968	163,196
当期末残高	613,906	2,500	2,500	611,405

注記事項

（重要な会計方針）

1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物3～15年、器具備品3～15年です。</p> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>
3 引当金の計上基準	<p>賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。</p>
4 消費税等の会計処理方法	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>

（未適用の会計基準等）

（1）収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（2）時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下、「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）

前事業年度 (2019年3月31日現在)	当事業年度 (2020年3月31日現在)
*1 有形固定資産の減価償却累計額は、25,684千円であります。	*1 有形固定資産の減価償却累計額は、16,513千円であります。

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
*1 固定資産除却損の内訳 器具備品 0千円	*1 固定資産除却損の内訳 建物 2,883千円 器具備品 422千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	71,129	-	-	71,129
合計	71,129	-	-	71,129

2．配当金に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月21日 定例株主総会	普通株式	152	2,149	2018年3月31日	2018年6月21日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定例株主総会	普通株式	利益剰余金	134	1,888	2019年3月31日	2019年6月20日

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	71,129	-	-	71,129
合計	71,129	-	-	71,129

2．配当金に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定例株主総会	普通株式	134	1,888	2019年3月31日	2019年6月20日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、短期的な運転資金確保の観点から、資金運用については短期的な預金等に限定しております。前事業年度及び当事業年度において金融機関からの借入及び社債発行等による資金の調達はありません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資運用業等からの債権であり、信用リスクに晒されておりますが、会社で定められた手順に従い管理しておりますので投資運用業者等の性格上そのリスクは軽微であると考えております。

営業債権である未収運用受託報酬は、投資助言業等からの債権であり、信用リスクに晒されておりますが、会社で定められた手順に従い管理しておりますので投資運用業者等の性格上そのリスクは軽微であると考えております。

営業債務である未払金、未払手数料、未払費用は、投資運用業等の債務であり、会社で定められた手順に従い管理しております。

（3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注）2を参照ください。）

前事業年度（2019年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	571,417	571,417	-
(2) 未収委託者報酬	346,960	346,960	-
(3) 未収運用受託報酬	8,693	8,693	-
(4) 投資有価証券	129,195	129,195	-
資産計	1,056,267	1,056,267	-
(1) 未払手数料	108,251	108,251	-
(2) その他未払金	18,124	18,124	-
(3) 関係会社未払金	4,086	4,086	-
(4) 未払費用	100,624	100,624	-
(5) 未払法人税等	63,745	63,745	-
負債計	294,832	294,832	-

（注）1．金融商品の時価の算定方法に関する事項は、次のとおりであります。

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、（有価証券関係）に記載しております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、(3) 関係会社未払金、(4) 未払費用、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

当事業年度（2020年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	247,640	247,640	-
(2) 未収委託者報酬	255,503	255,503	-
(3) 未収運用受託報酬	13,036	13,036	-
(4) 未収還付法人税等	38,065	38,065	-
(5) 投資有価証券	129,476	129,476	-
(6) 長期差入保証金	46,855	45,021	1,833
資産計	730,578	728,745	1,833
(1) 未払手数料	81,124	81,124	-
(2) その他未払金	15,037	15,037	-
(3) 関係会社未払金	12,432	12,432	-
(4) 未払費用	89,996	89,996	-
(5) 未払法人税等	1,624	1,624	-
負債計	200,214	200,214	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項は、次のとおりであります。

資産

- (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収還付法人税等
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 投資有価証券
これらは投資信託であり、時価は基準価額によっております。
- (6) 長期差入保証金
長期差入保証金の時価は、返還時期を見積もったうえ、将来キャッシュフローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 未払手数料、(2) その他未払金、(3) 関係会社未払金、(4) 未払費用、(5) 未払法人税等
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日現在)	当事業年度 (2020年3月31日現在)
匿名組合出資金(注1)	30	26
出資金(注1)	173	173

(注1) 上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2019年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
現金・預金	571,417	-	-
未収委託者報酬	346,960	-	-
未収運用受託報酬	8,693	-	-

当事業年度（2020年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
現金・預金	247,640	-	-
未収委託者報酬	255,503	-	-
未収運用受託報酬	13,036	-	-
未収還付法人税等	38,065	-	-
長期差入保証金	-	-	46,855

(注) 4. 金銭債務の決算日後の返済予定額
前事業年度(2019年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
未払手数料	108,251	-	-
その他未払金	18,124	-	-
関係会社未払金	4,086	-	-
未払費用	100,624	-	-
未払法人税等	63,745	-	-

当事業年度(2020年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
未払手数料	81,124	-	-
その他未払金	15,037	-	-
関係会社未払金	12,432	-	-
未払費用	89,996	-	-
未払法人税等	1,624	-	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(2019年3月31日現在)

(単位:千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの(注)	17,288	13,500	3,788
小計	17,288	13,500	3,788
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの(注)	111,907	114,980	3,072
小計	111,907	114,980	3,072
合計	129,195	128,480	715

(注)取得原価の内訳

投資信託受益証券 128,480千円

当事業年度(2020年3月31日現在)

(単位:千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの(注)	18,471	15,000	3,471
小計	18,471	15,000	3,471
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの(注)	111,004	116,977	5,972
小計	111,004	116,977	5,972
合計	129,476	131,977	2,500

(注1)取得原価の内訳

投資信託受益証券 131,977千円

(注2)当事業年度において、投資信託受益証券について503千円の減損処理を行っております。

減損処理にあたっては時価が取得原価に比べ50%程度以上下落しているものについては、合理的な反証が無い限り、時価が取得原価まで回復する見込みの無い著しい下落とみなし、減損処理を行っております。

2. 償還したその他有価証券

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

種類	償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
投資信託受益証券	15,757	1,891	1,633
合計	15,757	1,891	1,633

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

種類	償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
投資信託受益証券	7,536	1,479	443
合計	7,536	1,479	443

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社では、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

4,177千円、当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）4,455千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
（繰延税金資産）		
賞与引当金	10,381	8,474
未払事業税	6,673	-
未払法定福利費	1,574	1,329
未払退職金	1,404	820
投資有価証券評価損	179	353
繰越欠損金	-	10,919
資産除去債務	-	8,180
繰延資産償却費	-	1,024
その他	378	115
繰延税金資産小計	20,591	31,218
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注2）	-	10,919
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,596	16,288
評価性引当額 小計（注1）	1,596	27,207
繰延税金資産合計	18,995	4,010
（繰延税金負債）		
資産除去債務に対応する除去費用	-	8,041
未収還付事業税	-	3,464
その他有価証券評価差額金	247	-
その他	-	17
繰延税金負債合計	247	11,523
繰延税金資産（負債）の純額	18,747	7,513

（注1）評価性引当額が25,611千円増加しております。この増加の主な要因は、資産除去債務に係る評価性引当額を8,180千円、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を10,919千円追加的に認識したことに伴うものであります。

（注2）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰延期限別の金額
前事業年度（2019年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（2020年3月31日）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金(1)	-	-	-	-	-	10,919	10,919
評価性引当額	-	-	-	-	-	10,919	10,919
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率 (調整)	法定実効税率と税効果会 計適用後の法人税等の負 担率との差異が法定実効 税率の100分の5以下で あるため、記載を省略し ております。	34.59%
住民税均等割額		77.36%
評価性引当額の増減額		943.94%
その他		0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		1055.91%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

不動産賃借契約に基づく本社オフィスの退去時における原状回復費

2. 当該資産除去債務の金額の算定法

使用見込期間を主として取得から15年と見積り、使用見込期間に対応した割引率として国債の利回りを使用して資産除去債務金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (2019年3月31日現在)	当事業年度 (2020年3月31日現在)
期首残高	-千円	-千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-千円	23,642千円
時の経過による調整額	-千円	5千円
その他増減額	-千円	-千円
期末残高	-千円	23,648千円

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

当社は、アセット・マネジメント事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン諸島	その他	合計
1,836,940	13,996	45,219	1,896,155

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、一部営業収益の10%以上を占める投資信託があるものの、公募投資信託であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数のため、記載を省略しております。運用受託報酬・その他営業収益については、営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン諸島	その他	合計
1,588,504	11,709	19,765	1,619,979

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、一部営業収益の10%以上を占める投資信託があるものの、公募投資信託であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数のため、記載を省略しております。運用受託報酬・その他営業収益については、営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	アストマックス株式会社	東京都品川区	2,013	持株会社	(被所有) 直接 66.6	役員の兼務、 業務委託	業務委託料 (注1)	147,154	-	-

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 業務委託料については、委託業務の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	アストマックス 株式会社	東京都 品川区	2,013	持株会社	(被所有) 直接 49.9	役員の兼務、 業務委託	業務委託料 (注1)	62,790	-	-

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 業務委託料については、委託業務の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
財務諸表提出 会社のその他 の関係会社の 子会社	株式会社 Magne-Max Capital Management	大阪府 大阪市	95	投資助言業	-	役員の兼務、 投資顧問契約の 締結	投資顧問料 (注1)	142,258	未払費用	34,819

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資顧問料については、投資顧問契約の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
財務諸表作成 会社と同一の 親会社をもつ 会社	株式会社 Magne-Max Capital Management	大阪府 大阪市	95	投資助言業	-	役員の兼務、 投資顧問契約の 締結	投資顧問料 (注1)	114,595	未払費用	28,785

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資顧問料については、投資顧問契約の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ソフトバンクグループ株式会社（東京証券取引所に上場）

ソフトバンクグループジャパン株式会社（非上場）

Zホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

ヤフー株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（ 1株当たり情報）

	前事業年度 （自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日）	当事業年度 （自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日）
1株当たり純資産額	10,890円10銭	8,595円73銭
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（ ）	1,888円97銭	364円64銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（ ）	-	-
	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注1）1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （2019年 3月31日現在）	当事業年度 （2020年 3月31日現在）
純資産の部の合計額	774,601千円	611,405千円
普通株式に係る期末の純資産額	774,601千円	611,405千円
普通株式の発行済株式数	71,129株	71,129株
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	71,129株	71,129株

（注2）1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日）	当事業年度 （自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日）
当期純利益金額又は当期純損失金額（ ）	134,360千円	25,936千円
普通株式に係る当期純利益金額又は当期純損失金額（ ）	134,360千円	25,936千円
普通株式の期中平均株式数	71,129株	71,129株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

5【その他】

<訂正前>

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

出資の状況について、平成31年4月1日付でヤフー株式会社（令和元年10月1日付で「Zホールディングス株式会社」へ商号変更）が委託会社の議決権の数の割合の50.1%（議決権の数は35,635）を保有することとなりました。

出資の状況について、令和元年10月1日付でヤフー株式会社（同日付で「紀尾井町分割準備株式会社」から商号変更）が委託会社の議決権の数の割合の50.1%（議決権の数は35,635）を保有することとなりました。

（省 略）

<訂正後>

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は、定款について令和2年1月14日付で下記の通り変更を行ないました。委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

・本店の所在地の変更を行うための変更

委託会社は、定款について令和2年6月12日付で下記の通り変更を行ないました。委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

・役付取締役の範囲を拡充するための変更

（省 略）

第2【その他の関係法人の概況】

<訂正前>

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 三井住友信託銀行株式会社（「受託会社」）

資本金の額

2019年3月末日現在、342,037百万円

（省略）

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（2019年3月末日現在）

（省略）

(2) 販売会社

（資本金の額は2019年3月末日現在）

名称	資本金の額 （百万円）	事業の内容
株式会社SBI証券	48,323	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三井住友信託銀行株式会社	資本金の額は(1)、事業の内容は(1)をご参照ください。	

三井住友信託銀行は、委託会社等（委託会社の親法人等及び法人主要株主を含みます。）が自己資金等の拠出を行なう場合等の取扱いのみを行いません。一般の投資家向けの募集等の取扱いは行ないません。

（省略）

<訂正後>

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 三井住友信託銀行株式会社（「受託会社」）

資本金の額

2020年3月末日現在、342,037百万円

（省略）

<再信託受託会社の概要>

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2020年7月27日現在）

（省略）

(2) 販売会社

（資本金の額は2020年3月末日現在）

名称	資本金の額 （百万円）	事業の内容
株式会社ジャパンネット銀行	37,250	「銀行法」に基づき銀行業を営んでいます。「銀行法」に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945	
フィデリティ証券株式会社	10,007 ¹	
楽天証券株式会社	7,495	

三井住友信託銀行株式会社 ²	資本金の額は(1)、事業の内容は(1)をご参照ください。
---------------------------	------------------------------

1 フィデリティ証券株式会社は2020年2月19日現在

2 三井住友信託銀行は、委託会社等(委託会社の親法人等及び法人主要株主を含みます。)が自己資金等の拠出を行なう場合等の取扱いのみを行いません。一般の投資家向けの募集等の取扱いは行ないません。

(省略)

独立監査人の監査報告書

令和2年7月1日

アストマックス投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 山田 信之 印

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているウルトラバランス 高利回り債券（年2回決算型）の令和元年11月22日から令和2年5月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウルトラバランス 高利回り債券（年2回決算型）の令和2年5月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アストマックス投信投資顧問株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アストマックス投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

令和2年7月1日

アストマックス投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山田 信之 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているウルトラバランス 高利回り債券（隔月決算型）の令和元年11月22日から令和2年5月11日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウルトラバランス 高利回り債券（隔月決算型）の令和2年5月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アストマックス投信投資顧問株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アストマックス投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2020年6月23日

アストマックス投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 信之 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアストマックス投信投資顧問株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アストマックス投信投資顧問株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。